

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 6年度宗谷署【豊富・幌延地区】保全整備造林第3号
- 2 事業場所 宗谷森林管理署 4115 林班に小班外
- 3 事業量 下刈 54.16 ha
根踏 3.52 ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和6年8月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款(本事業の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 稚内市港4丁目6番6号
分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長

印

請負者

印

特記仕様書

6年度宗谷署【豊富・幌延地区】保全整備造林第3号について下記の事項を定める

記

- ① 4115 林班に小班の下刈については、次のとおりとする。
 - (1) 使用する機械等について
 - ① 株式会社レンタルのニッケンから簡易乗車型草刈機「山もっとモット」)をレンタルし、施工すること。
 - ② 運搬費（往復）及び機械のレンタル料金は、請負者の負担とする。
なお、山もっとモットの刈刃における使用に伴う刃の破損・摩耗による交換経費については、1枚当たり4面ある刃のうち1面分のみの価格を全枚数（40枚）分レンタル料金に見込むこととする。それ以上の交換経費が発生した場合は、発注者と請負者とが協議して決めること。
 - ③ 機械のレンタル期間は、14日間（6月10日から6月24日受け渡し含む）とする。
 - ④ 調整等については契約後、株式会社レンタルのニッケンと打ち合わせするものとする。
 - ⑤ 納入場所・引取場所は、宗谷森林管理署 4115 林小班とする。
 - (2) 実行にあたっての留意事項
 - ① 刈払いが必要な幅にもかかわらず、何らかの理由により刈払いできない箇所がある場合は、人力機械で刈払うこと。
 - ② 現地での具体的な作業方法等については、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。
 - ③ 現地検討会及び功程調査（時間計測、聞き取り調査及びビデオ撮影等）の対応が生じる場合は協力すること。
 - ④ 請負者の過失により機械の破損等が生じた場合は、請負者の責任において修理すること。請負者の責任によらない場合や発注者の指示に起因する修理や部品交換等により支払いが発生した場合は、発注者と請負者とが協議して決めること。
 - ⑤ 請負者が下刈用の機械を保有し、自社の所有機械を用いて事業実行を希望する場合は、事前に申し出ること。

② 下刈について

事業内訳書の備考欄に「新仕様」と記載のある記番は、軽労化等を目的とした従来とは異なる仕様のため、現地における刈幅の位置等の具体的な作業方法について、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとします。